

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則
 秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則（二十五・長寿社会課）
 訓令
 単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（二・人事課）

規 則

秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十五号

秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則

秋田県南部老人福祉総合エリア規則（昭和六十三年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「四二、九三〇円」を「四二、九七〇円」に、「五〇、八九〇円」を「五〇、九三〇円」に、「五九、六〇〇円」を「六〇、六〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にした軽費老人ホームの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

訓 令

秋田県訓令第二号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務の職員の給与に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条の見出しを、「（初任給基準表）」に改め、同条第一項中「現業職員」の下に「（次条の適用を受けるものを除く。）」を加え、「別表第五」を「別表第四」に改め、同条第二項を削り、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（再任用職員の給料）

第五条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、

第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された現業職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、給与条例第四条の規定の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例によるものとする。

第六条の見出しを、「（初任給、昇格及び昇給等の基準）」に改め、同条第一項中「の方法については、給与条例の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）」「を」等の基準については、第二条から前条に定めるもののほか、「一般職員」に改め、同条第二項中「別表第七」を「別表第五」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

第九条第一項中「別表第八」を「別表第六」に改め、同条第二項中「別表第九」を「別表第七」に改め、「額」の下に「再任用短時間勤務職員にあつては、一般職員の例による額」とする。ただし、「を」「相当する額」の下に「（再任用短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加え、同条を第八条とする。

第十条第二項の表救急自動車運転手当の項中「技師（運転）」を「現業職員で運転業務に従事するもの」に改め、同表早出勤手当の項中「技師（調理）」を「現業職員で調理業務に従事するもの」に改め、同表公用自動車整備管理業務手当の項中「五、〇〇〇円」の下に「（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に現業職員の

勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年秋田県規則第十号）第二条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（以下「一般職員の例による額」という。）とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加え、同表除雪作業手当の項中「技師（道路整備）」を「現業職員で道路整備業務に従事するもの」に改め、同表ダム管理・建設業務手当の項中「一、六〇〇円」の下に「（再任用短時間勤務職員にあつては、一般職員の例による額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条を第九条とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1		168,600	187,800	206,200	233,400	262,600	301,500
	2	123,300	175,500	193,800	212,500	240,500	270,100	311,100
	3	127,000	181,600	199,900	219,200	247,600	277,700	320,700
	4	130,900	187,700	206,100	226,300	254,900	285,900	330,300
	5	134,800	193,100	212,400	233,300	261,900	294,200	339,900
	6	139,000	198,300	218,900	240,200	268,900	302,800	349,400
	7	143,800	203,700	225,800	246,600	275,700	311,400	359,000
	8	148,700	209,300	232,200	252,600	282,100	319,800	368,400
	9	154,800	214,800	238,600	258,500	288,000	327,900	377,600
	10	161,000	220,100	244,500	264,400	293,600	335,700	386,600
	11	168,300	225,800	250,200	269,900	299,200	343,400	394,300
	12	175,100	231,000	255,900	275,200	304,700	350,700	400,000
	13	181,100	235,900	261,200	280,300	310,100	357,900	405,200
	14	186,700	240,900	266,400	285,400	315,200	364,300	408,700
再任用 職員以 外の職 員	15	191,500	245,700	271,400	290,200	320,000	370,500	412,300
	16	196,200	249,900	276,000	295,100	324,700	376,600	415,800
	17	200,900	254,100	280,800	299,200	329,100	382,400	419,300
	18	205,000	258,000	285,500	302,900	333,500	387,800	422,800
	19	208,800	261,200	290,000	306,100	337,600	392,900	426,300
	20	211,900	263,700	293,700	309,100	341,400	397,500	429,900
	21	215,000	265,800	296,300	312,000	344,900	402,100	433,500
	22	218,100	267,800	298,700	314,700	348,100	406,400	437,100
	23	221,000	269,500	301,100	317,400	350,600	409,800	440,700
	24	223,800	271,100	303,200	320,000	353,100		
	25	226,100	272,700	305,200	322,400	355,500		
	26	228,300	274,400	307,100	324,600	357,900		
	27	230,500	276,100	309,000	326,700	360,300		
	28	232,700	277,800	310,900	328,800			
	29	234,700	279,400	312,800	331,000			
	30	236,700	281,100	314,800	333,200			
	31	238,600	282,700	316,800	335,400			
	32	240,400	284,400					
	33		286,100					
再任用 職 員		197,700	209,900	217,600	235,600	261,800	295,800	302,000

別表第三(第三条関係)

級 別 資 格 基 準 表

学歴免許等	職 務 の 級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
高 校 卒	0	5	8	11	14	19

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

別表第四(第四条関係)

初 任 給 基 準 表

学 歴 免 許 等	初 任 給
高 校 卒	1 級 6 号 給

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第五及び別表第六を削り、別表第七を別表第五とする。

別表第八中「第九条」を「第八条」に

大平療育園	技師(業務補助)
脳血管研究センター	研究局病理学研究部に勤務する技師(実験)で常時危険な病原体を直接取り扱う業務の補助業務に従事するもの

2	2
---	---

脳血管研究センター	研究局病理学研究部に勤務する現業職員で常時危険な病原体等を直接取り扱う業務の補助業務に従事するもの	2
-----------	---------------------------------------------------	---

同表を別表第六とする。

別表第九中「第九条」を「第八条」に改め、同表を別表第七とする。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

購読料 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷 電話 082-8766000 FAX 082-8766003 E-mail: matsubarainatsu.co.jp